

質問第一号

点字版選挙公報の遅延及び投票環境の不備に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年三月十日

石垣のりこ

参議院議長 関口昌一 殿

点字版選挙公報の遅延及び投票環境の不備に関する再質問主意書

私が提出した「点字版選挙公報の遅延及び投票環境の不備に関する質問主意書」(第二百二十一回国会質問第一号)に対する答弁(内閣参質二二一第一号。以下「答弁書」という。)において、政府は、視覚障害者の投票環境の確保について「適切に対応している」との認識を示した。しかし、令和八年二月八日執行の第五十一回衆議院議員総選挙(以下「総選挙」という。)の実態に鑑みれば、当該認識は事実と反すると言わざるを得ない。

更なる答弁を求め、以下質問する。

一 答弁書「二について」では、政府は、設備や備品に係る準備を「各選挙管理委員会に要請」し、「取組状況を調査している」と答弁した。総選挙時及び令和七年七月二十日執行の第二十七回参議院議員通常選挙時における市町村の点字による候補者名簿及び標準点字盤等の配備率並びに要請に対する取組状況について、政府が現在までに調査し、把握している詳細を示されたい。

二 前記の「取組状況を調査」した結果、設備等が不足していた市町村に対し、政府としてどのような改善指導を行ってきたか示されたい。また、指導を行っていない場合、今後行う指導の内容及び具体的な期限

を含めた方針を示されたい。

三 総選挙に際し、複数の地方公共団体において期日前投票の開始までに点字版選挙公報の作成・配布が間に合わなかったことが報じられている。公的な情報提供がないまま期日前投票を余儀なくされた又は期日前投票を断念した視覚障害者が存在する事態を政府として把握しているか示されたい。

四 答弁書「四及び五について」では、「各選挙管理委員会において適切に対応しているものと承知している」と答弁している。期日前投票に点字版選挙公報が間に合わない事態が発生していたにもかかわらず、「適切に対応」できていたと考えるか、政府の見解を明確に示されたい。

五 前記の不備があつたにもかかわらず「適切に対応」できた旨強弁する場合、政府が考える「障害者への合理的な配慮」の定義及び同定義との適合性について、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の趣旨に照らして改めて示されたい。

六 答弁書「三について」では、選挙期日の決定プロセスに係る答弁を「困難」としているが、その具体的な理由（法的な制約や行政上の支障など）を示されたい。

七 政府は、総選挙の期日の決定に当たり、準備期間が短いことで点字版選挙公報の作成の遅れなど障害者

への合理的な配慮を阻害する可能性があったことについて検討を行ったか、イエスかノーかで答弁された
い。検討を行った結果、点字版選挙公報の作成等が物理的に間に合わないと言見されていたにもかかわらず総選挙の期日を決定した場合、意図的な「合理的な配慮」の不提供に当たると考えるが、政府の見解を
示されたい。

右質問する。